

議案第 14 号

川崎市身体障害者福祉会館条例及び川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市身体障害者福祉会館条例及び川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市身体障害者福祉会館条例及び川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

(川崎市身体障害者福祉会館条例の一部改正)

第 1 条 川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和 57 年川崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「第 5 条第 16 項」を「第 5 条第 15 項」に改め、同条第 5 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 17 項」に、「相談支援」を「特定相談支援事業」に改める。

第 8 条第 4 号中「第 32 条第 1 項」を「第 51 条の 17 第 1 項」に、「計画作成対象障害者等」を「計画相談支援対象障害者等」に改める。

第 10 条第 1 項中「第 32 条第 1 項」を「第 51 条の 17 第 2 項」に、「指定相談支援」を「指定計画相談支援」に改め、同項第 1 号中「第 29 条第 3 項」を「第 29 条第 3 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 32 条第 2 項」を「第 51 条の 17 第 2 項」に改める。

(川崎市障害者就労支援施設条例の一部改正)

第2条 川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改め、同条第2号中「第5条第16項」を「第5条第15項」に改め、同条第3号中「第5条第18項」を「第5条第17項」に、「相談支援」を「特定相談支援事業」に改める。

第8条第2号中「第32条第1項」を「第51条の17第1項」に、「計画作成対象障害者等」を「計画相談支援対象障害者等」に改める。

第9条第1項中「第32条第1項」を「第51条の17第2項」に、「指定相談支援」を「指定計画相談支援」に改め、同条第2項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第32条第2項」を「第51条の17第2項」に改める。

第10条第1項中「指定相談支援」を「指定計画相談支援」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者自立支援法の一部改正に伴い、川崎市身体障害者福祉会館及び川崎市障害者就労支援施設において特定相談支援事業を行うこととすること等のため、この条例を制定するものである。